

# 山梨県公報

第一千二百五号

平成十三年

六月二十八日

木曜日

## 目次

保安林の指定の解除の予定	三六三
平成十三年中小企業貸金事情調査の実施	三六三
県営土地改良事業計画の変更(二件)	三六四
道路の供用開始(二件)	三六四
都市計画の変更	三六五
都市計画事業の認可	三六五
使用料の収納事務の委託	三六五
公告	
一般競争入札について	三六五
職業訓練指導員試験の実施	三六七
開発行為に関する工事の完了について(二件)	三六八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三六九
公安委員会	
遊技機の型式の検定	三六九

## 告示

### 山梨県告示第三百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 解除に係る保安林の所在場所  
中巨摩郡芦安村大字安通字御勅使川旧三十六村入会六九九の一(次の図に示す部分に限る)
- 保安林として指定された目的

- 水源のかん養
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
(次の図は、省略し、その図面を山梨県庁及び芦安村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百三十号

平成十三年中小企業貸金事情調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 調査の目的  
県下の民間企業に働く労働者の貸金実態を明らかにし、労使関係者の参考資料として提供することにより、合理的な貸金管理及び労使関係の安定を図ることを目的とする。

### 二 調査事項

#### 1 初任給

- 平成十三年新規学卒者の確定初任給
- 平成十四年新規学卒者の初任給見込額

#### 2 平均賃金

各事業所から従業員を抽出し、次の事項について調査する。

#### 一 年齢

#### 二 勤続年数

#### 三 扶養家族数

#### 四 平成十三年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金

#### 五 平成十三年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金の根拠となつた労働時間

### 3 事業所の現況

#### 一 常用従業員数

#### 二 労働組合の有無

#### 三 定年制の有無及び定年年齢

#### 四 週休制の形態

### 三 調査の範囲

#### 1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の従業員数十人以上の事業所から無作為に抽出した八百五十事業所

四 調査の期日

平成十三年七月三十一日を調査基準日とし、同年八月一日から同月三十一日までを調査期間とする。

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（本都塚地区県営一般農道整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年六月二十九日から平成十三年七月二十七日まで

三 縦覧場所

一宮町役場

四 異議申立期間

平成十三年七月二十八日から平成十三年八月十一日まで

山梨県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（八ヶ岳地区広域営農団地農道整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年六月二十九日から平成十三年七月二十七日まで

三 縦覧場所

須玉町役場、高根町役場、長坂町役場、大泉村役場及び小淵沢町役場

四 異議申立期間

平成十三年七月二十八日から平成十三年八月十一日まで

山梨県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年七月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	桐原藤野線	北都留郡上野原町大字桐原字黒田四七八〇番の一地先から北都留郡上野原町大字桐原字井戸横道四二八一番の一地先まで	一〇六〇・〇	平成十三年六月二十八日	

山梨県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十三年七月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区	間	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	桐原藤野線	北都留郡上野原町大字桐原字中原三五九九番地先から北都留郡上野原町大字桐原字岩	三四〇・〇	平成十三年六月二十八日	

境三六八番の一地先まで

### 山梨県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 都市計画の種類

甲府都市計画公園

（五・六・一号 愛宕山広域公園）

#### 二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

#### 三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

### 山梨県告示第三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 施行者の名称

榑形町

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

峡西都市計画道路事業

三・五・七号山寺桃園線（小笠原工区）

#### 三 事業施行期間

平成十三年六月二十八日から平成二十年三月三十一日

#### 四 事業地

1 収用の部分 山梨県中巨摩郡榑形町大字小笠原字一の出し及び御所庭西地内

2 使用の部分 なし

### 山梨県告示第三百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 委託の相手方

甲府市下飯田一丁目十三番二十三号 財団法人山梨県交通安全協会

#### 二 委託に係る使用料

パーキングチケット発給設備の使用料

#### 三 委託の期間

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

## 公 告

一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天 野 建

#### 一 一般競争入札に付する事項

1 役務の名称及び数量

山梨県地理情報システム構築業務 一式

2 役務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 履行期間

契約日の翌日から平成十四年一月三十一日まで

4 履行場所

山梨県企画部企画課及び各種土地利用規制等現況図所管課

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金

額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十三年年度における物品等の特定調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十三年山梨県告示第九号）に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 国、地方公共団体等において、平成十年四月一日から平成十三年五月三十一日まで間に、次に掲げる業務のうちいずれかの受注実績があること。

ア WebGISの構築

イ WebGISの実施設計

ウ 統合型地理情報システムの構築

エ 統合型地理情報システムの実施設計

オ 統合型地理情報システムの基本設計

3 次に掲げる資格を有する従業員が、当該調達役務に従事する体制であること。

ア 技術士（情報工学部門）資格

イ 情報処理技術者資格

ウ 電気通信主任技術者資格

4 当該調達役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていること。

5 公告に示すシステムを構築し、納入できると知事が判断した者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県企画部

企画課企画担当 電話番号〇五五 二二三 一三二二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は、実施しない。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十三年八月三十日午後一時三十分 山梨県甲府市丸の内一丁目五番六号 恩

賜林記念館二階大会議室 電話番号〇五五 二二七 一五九五

5 郵送による入札書の受領期限

平成十三年八月二十九日午後四時

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

反した者が行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、開札時に入札参加資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において資格審査が開札日時までに終了しなかった者又は資格を有すると認められなかった者が行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に違反し価格又はその他の点に關し明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、二の1から5に係る証明書及び入札説明書に示す書類を平成十三年八月一日午後四時までに三の1の場所に提出しなければならぬ。

5 契約書作成の要否  
要

6 その他

詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

GIS ( Geographic Information Systems) for Yamanashi Prefectural Government 1 set

2 Date and time for tender

1:30PM August 17,2001

3 Bureau in charge

Planning Section, Planning Division, Planning Department,

職業訓練指導員試験の実施  
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 1 試験を実施する職種及び試験科目  
次の職種について学科試験を行う。  
機械科、電子科、洋裁科、和裁科及び建築科
- 2 試験の科目は、次のとおりとする。

免許職種	学 科 試 験 の 科 目		指 導 方 法
	関	連	
機械科	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 系基礎学科 機械工学（機械要素及び機構と運動）</li> <li>2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤）</li> <li>3 工作法（NC工作法、機械工作法、シグ及び工具）</li> <li>4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験）</li> <li>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専攻学科 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法）</li> <li>2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 職業訓練原理</li> <li>二 教科指導法</li> <li>三 生活指導</li> <li>四 職業訓練関係</li> <li>五 法規</li> </ol>
電子科	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 系基礎学科 電気理論（電気磁気学並びに直流及び交流理論）</li> <li>2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学及び測定法）</li> <li>3 電気及び電子機器（電気機器及び電子機器）</li> <li>4 材料（電気材料及び電子部品）</li> <li>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 専攻学科 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学及び通信処理）</li> <li>2 機器設備（端末設備、伝送交換設備及びネットワーク）</li> <li>3 制御工学（制御理論、数値制御及びコンピュー</li> </ol>	

4 夕（制御）  
工作法（電子機器の組立て並びに修理及び調整法）

洋裁科

- 1 系基礎学科  
被服学（被服史、被服論及び縫製）
- 2 デザイン（色彩、造形、デザイン画及び製図）
- 3 安全衛生（安全管理及び衛生管理）

- 1 専攻学科  
被服科学（被服管理、被服衛生及び被服用材料）
- 2 服装デザイン（服飾心理、商品企画、着装画）
- 3 色彩法及びスタイル画）  
縫製知識（採寸法、裁断法、縫製法及び服飾手芸）

和裁科

- 1 系基礎知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り）
- 2 縫製法（縫製法及び縫製用材料）
- 3 安全衛生（安全管理及び衛生管理）

- 1 専攻学科  
和裁学（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法）
- 2 被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

建築科

- 1 系基礎学科  
建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図及び関係法規）
- 2 安全衛生（安全管理及び衛生管理）

- 1 専攻学科  
建築設計（建築設計、設備設計及び建築計画）
- 2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法並びに仕様及び積算）
- 3 材料（建築用材料）

3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者）  
に対して、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- (一) 職業能力開発促進法第六十二条第一項の規定による技能検定に合格した者
- (二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (一) 成年被後見人又は被保佐人
- (二) 禁錮以上の刑に処せられた者

(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者  
 三 試験の免除

実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

免許職種 全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に合格した者	免許職種に合格し、一級又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に合格した者	免許職種に合格し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法
免許職種に合格し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	免許職種に合格し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
免許職種に合格し、職業訓練指導員試験において学科試験に合格した者	免許職種に合格し、職業訓練指導員試験において学科試験に合格した者	学科試験の全部
免許職種に合格し、専門課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に合格し、専門課程又は応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第十一の三に掲げる免許職種	省令別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の試験の範囲の欄に掲げる試験

四 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成十三年九月七日(金) 午前九時
- 2 場所 塩山市上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校

五 受験手続

- 1 受験申請書類  
 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)に貼り付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類
- 2 試験の免除申請  
 試験の免除を受けようとする者は、三に掲げる者に該当することを証する書類を

添付すること。

- 3 申請書類の提出先  
 塩山市上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校(郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。)
- 4 申請書類の提出期間  
 平成十三年七月二日(月) から同月十九日(木) まで(県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、平成十三年七月十九日までの消印のあるものを有効とする。
- 5 受験手数料  
 三千円(職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)
- 6 受験票の交付  
 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。
- 6 合格発表  
 平成十三年十月五日(金) に合格者氏名を山梨県立産業技術短期大学校本部講義棟玄関前に掲示するとともに本人あて通知する。
- 7 その他

- 1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙は、山梨県立産業技術短期大学校において交付する。なお、申請書用紙の請求又は受験についての問い合わせを郵便である場合は、封筒の表に「受験申請書請求」又は「受験についての問い合わせ」と明記し、百四十円切手を貼り付け、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。
- 2 各職種において、受験申請者の数が著しく多くなったときは、受験申請締切日前であっても申請の受付を打ち切ることがある。
- 3 受験に対する注意事項(集合時間、携帯品等)は、後日受験票をもって通知する。
- 4 試験についての不明な点は、山梨県立産業技術短期大学校(塩山市上於曾千三百八番地)(電話〇五五三 三二 五二〇二)に問い合わせること。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
 平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡甲西町西南湖字折戸九六七の一、九六七の二、九六八の一、九六八の四及び九六九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡甲西町和泉二百二十四番地三 大木俊助

開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年六月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡竜王町西八幡字大河原四六一の四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡竜王町竜王千三百八十二番地一C棟 田坂竜夫 田坂雅子

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年六月二十六日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
中巨摩郡昭和町押越字大窪一六三九、一六四〇の二及び一六四〇の三
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡昭和町押越千七百三十六番地 海野英明

### 公安委員会

#### 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により、公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年六月二十七日までとする。

平成十三年六月二十八日

山梨県公安委員会  
委員長 風間善樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造業者又は輸入者名	検定番号
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRUF S キツズ	サミー株式会社	一〇〇一九五
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二三番二号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	バナラック シユV	サミー株式会社	一四〇一三九
株式会社バルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区東天満二丁目一番二号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	ブラック エンジエ ルズ	株式会社バルテック	一四〇一五四
株式会社バルテック 代表取締役 中野純弘 大阪府大阪市北区東天満二丁目一番二号	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	タツジン	株式会社バルテック	一四〇一八二
山佐株式会社 代表取締役 山野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	ドリルマ スター	山佐株式会社	一四〇一五七
山佐株式会社 代表取締役	回胴式遊技機	ドリルマ	山佐株式会社	一四〇一五八

佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の二	規則第六条第 五号(別表第 五)	スターキ ング 会社		
テクノコーシン株式会社 代 表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番 一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表第 五)	パイパー 株式会社	テクノコ ーシン株 式会社	一四〇〇〇八
テクノコーシン株式会社 代 表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番 一三三号	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表第 五)	ダブルイ ンパブル トイ	テクノコ ーシン株 式会社	一四〇一六二
株式会社エレコ 代表取締役 小森富美雄 東京都江東区有明三丁目一 番二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表第 五)	ヤナイト スタジオ	株式会 社エレ コ	一四〇一四二
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一 番二五	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表第 五)	ギャン ブルコン ボ	アルゼ 株式会 社	一四〇一七二
株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 杉島紀 志男 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一三番一三三号	ぱちんこ遊 技機規則第 六条第一号 イ(別表第 二)	CR出前 一丁ST	株式会 社サン セイア ールデ イ	一〇〇一三五
株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 杉島紀 志男 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一三番一三三号	ぱちんこ遊 技機規則第 六条第一号 イ(別表第 二)	CR出前 一丁DZ	株式会 社サン セイア ールデ イ	一〇〇一三七
株式会社サンセイアールアン ドデイ 代表取締役 杉島紀 志男 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一三番一三三号	ぱちんこ遊 技機規則第 六条第一号 イ(別表第 二)	CR必勝 ガイド	株式会 社サン セイア ールデ イ	一〇〇一六七
株式会社ロデオ 代表取締役 谷澤鏡次 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一五	回胴式遊技機 規則第六条第 二五号(別表第 五)	ダブル レンジ	株式会 社ロデ オ	一四〇一四六